

# インド知財システムにおける近年のデジタル化・情報活用と今後の方向性

Recent trends and prospects of Digitization/Information Utilization in Indian Intellectual Property System

独立行政法人日本貿易振興機構 ニューデリー事務所 知的財産権部長

武井 健浩

平成 30 年 8 月より現職

## 1 はじめに

インドといえばその巨大市場の将来性を背景に、これまで経済成長率（実質 GDP 伸び率）6～8%という驚異的な高成長を続けてきた状況から、未来の経済大国として、その動向が重要視される国の一つである。勿論、その魅力は、巨大市場だけではなく、アセアン新興国、アフリカといった市場への地理的優位性（ものづくり・輸出の拠点）に加え、ソフトウェア・インターネット産業などを中心とした世界的な研究開発拠点と位置付けられている点も挙げられる。

一方で、2019 年に入り、信用不安の影響から資金繰り難を背景として個人消費市場が停滞し、国内自動車市場などの販売不振が広がるなど、経済成長に鈍化がみられていた。時を同じくして、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の事態に遭遇し、もれなくインド経済も甚大な被害を受けている状況である。国際通貨基金 (IMF) による 2020 年 6 月 24 日付の発表によれば、経済成長率は、2019 年の 4.2%から 2020 年は -4.5%へと急落するとの見通しである。2021 年には、6.0%に急回復するとの見通しであるものの、今後のインド・モディ政権の舵取りは困難を極めると思われる。

モディ政権の最近のメッセージは「自立したインド (Self-reliant India)」である。国内製造業の品質を向上させ、短期的には輸入代替型の構造転換を目指し、中長期的にはサプライチェーンの構築や輸出拡大で経済を強化していこうとするものである。その中で、デジタル化も大きな柱の一つとして一層の推進を目指しており、

この状況下でもデジタル分野において外資による大規模投資が報じられている。このようなインドの方向性はこれまでもぶれておらず、インドが今後も魅力的な投資先であることには間違いのないといえる。

そして、今後も知財システムは、このような経済、投資環境を下支えする重要な要の一つである。インドの知財システムは、近年、大きな発展を遂げたといわれている。その発展には知財システムのデジタル化が果たした役割も大きい。また、社会に新たな様式が導入されるこの変革期において、知財システムにあっても更なるデジタル化を通じた変革が起きていくものと思われる。

本寄稿では、インド知財システムの近年におけるデジタル化、情報活用の状況を概観するとともに、今後のその方向性を可能な限り紹介することにした。

なお、本寄稿の内容は、執筆時点において、インドの関係機関が公表する情報に加え、インド知財関係者等との交流を通じて知り得た情報に基づくものであるが、著者の判断によるものであって、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りする。

## 2 近年におけるデジタル化、情報活用の状況

最初に、知財関連の主なインド公的機関を紹介したい。

広大な国土を有するインドには、歴史的な経緯から、インド特許意匠商標総局 (CGPDTM : Office of the Controller General of Patents, Designs Trade Marks) の事務所が、ムンバイ、デリー、チェンナイ、

コルカタ、アーメダバードに存在しており、特許局、意匠局、商標局、地理的表示局、著作権局が各事務所に分散配置されている（図1参照）。

なお、CGPDTMは、商工省（Ministry of Commerce and Industry）の傘下であり、商工省の下に位置し、知財政策や、知財の普及啓発・活用促進などを担う産業国内取引促進局（DPIIT：Department for Promotion of Industry and Internal Trade）と共に、知財行政を推進している。

また、DPIITの予算管理の下に、知的財産審判委員会（IPAB：Intellectual Property Appellate Board）が存在し（図2参照）、チェンナイ（本部）、デリー、コルカタ、アーメダバードに拠点を有する。IPABは、特許、商標等の異議の不服申立、権利取消等を担当する組織である。委員長には、インドの高等裁判所判事経験者の就任が主であり（商標法85条）、IPABは司法よりの組織であるといえる。

一方、インドには知財専門の裁判所は存在せず、多くの知財案件がデリー及びムンバイの高等裁判所に集中しており、両高等裁判所には、知財を集中的に扱う判事が配置されている。

## 2.1 インド特許意匠商標総局のデジタル化、情報活用

### （1）出願の一元管理システムの導入

上述のとおり、CGPDTMは、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイに主要な事務所を有する。各事務所は土地管轄を有し、この管轄によって出願人は出願すべき事務所が定まっている。外国出願人については、代理人の送達宛先によって管轄が定まる。このような状況下、従前は各事務所が出願受理した案件を独立して審査していた（商標については、アーメダバードでも審査を実施、意匠についてはコルカタで一元的に審査を実施。）。事務所により審査着手時期等のバラツキが生じていたことから、日本企業の出願人等の間では、各事務所の審査実態を踏まえ、どの事務所に出願をするべきか等が戦略的に検討されていた時期もあった。しかし、ここ数年の間に、出願管理の電子化が進み、その一元管理・効率化が達成されている。特許についていえば、2016年1月1日以降の出願は、どの事務所に出願されたとしても、インド全土で一元的に出願管理がなされるようになり、その後、審査待ち時間に関する格差を解消するために、特許審査を担当する全事務所に特許出願を自動割当するシステムが導入されるに至っている。

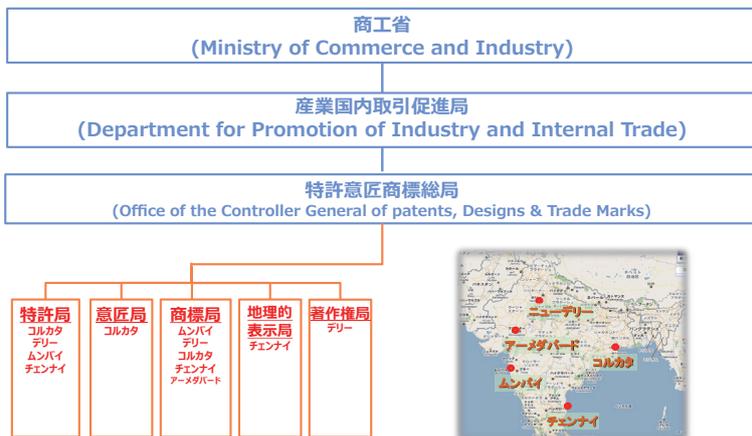


図1



図2

## (2) 電子出願等システムの導入

2007年には、ユーザの利便性の向上を目指し、電子出願システムが導入され、現在、24時間365日稼働を実現している。電子出願の手数料は10%割引であることから（例えば、特許規則2003, Schedule 1を参照）、現在の電子出願比率は約90%にまで至っている。これにより、出願人にとって、各事務所の土地管轄は益々重要ではなくなっているといえる。また、オンラインでの手数料等の納付システム<sup>[1]</sup>も導入されており、現状、主要銀行のネット・バンキング、デビットカード、クレジットカードを利用した納付が可能である。CGPDTMのWebサイト（E-Gateways）において、Comprehensive E-Filing<sup>[2]</sup>というサービスが提供されており、出願人又は代理人は電子署名を取得することで、電子出願、オンライン手数料納付が可能である。

## (3) SMS サービス、モバイルアプリ、オンライン証明書

特許に関するSMSサービスを2017年11月に開始している。これは、①出願の受領、②審査報告書の発行、③ヒアリングの予定、④処分、⑤異議、⑥その他の重要な事項、といった出願経過情報を迅速、容易に出願人が取得できるようにする仕組みであり、電子出願手続時に、携帯番号を登録することで当該サービスを受けることができる。

また、2017年12月には、一般向けに開発されたインド知財庁モバイルアプリ（Mobile App for Intellectual Property India）<sup>[3]</sup>が公開され（図3参照）、CGPDTMが発信する一般情報に加え、出願ステータス情報、関連法規、検索機能などが当該アプリを通じて容易に利用できる。

その他、それぞれ2017年7月3日<sup>[4]</sup>、2016年8月1日<sup>[5]</sup>以降、権利付与がなされた特許および商標に関する証明書（図4参照）を自動発行し、出願人又は代理人に電子メールで送付するシステムが導入されている。CGPDTM、ユーザの双方にとって利便性が格段に向上している。



図4 特許、商標の証明書（例）

## (4) 出願ステータス閲覧、情報検索、その他

CGPDTMのWebサイトにおけるE-Gateways<sup>[6]</sup>において、1)Public Search、2)Dynamic Utilities、3)Status というサービスが提供されている。

### 1) Public Search

特許、商標、意匠に関して、検索キーを用いることで所望の公開情報を抽出することができる。特許のシステムについては、インド特許高度検索システム（InPASS: Indian Patent Advanced Search System<sup>[7]</sup>）と呼ばれており、2015年に従来提供されてきた検索システム（IPAIRS）に代わって導入されたものである。従前に比べ、検索機能が高度化し、全文フルテキスト検索も可能となったものである（図5参照）。



図3 インド知財庁モバイルアプリ画面

検索システムで抽出した案件の情報として、書誌事項、出願時の完全明細書のテキスト情報を表示させることができる（図6参照）。そこから、登録情報や出願包装情報を参照する画面に遷移することができる。なお、登録特許クレームを参照するには、特許登録された出願の包装情報の中から最終クレームをマニュアルで抽出しなければならない（図6、7参照）。

この他、Public Searchには、“Electronic Register of Patent Agents” という機能もあり、特許代理人 (Patent Agent) の検索、登録状況等の確認もできる。

## 2) Dynamic Utilities

現在、特許、及び商標に関する“Dynamic utilities”が導入されている。例えば、特許 (Dynamic Patent Utilities) においては、期間満了した特許 (Expired

Patents) を、技術分野、権利期間、特許番号、発明タイトルから検索することができる。また、特許出願処分 (Disposal of Patent Applications)、第一審査報告書 (Dynamic FER View) の状況を、技術分野と審査を担当した CGPDTM の各事務所の軸で表示、さらには各々の詳細案件リストを、期間を区切って表示させることができる（図8参照）。

さらに、実施報告書 (Information u/s 146 (Working of Patents)) を提出年、事務所、または各種番号、特許権者名から検索することができる。

## 3) Status

特許、意匠、商標、地理的表示について、所望の出願に関するステータス情報を、当該出願の個別情報に基づいて検索することができる。なお、商標のオンライン

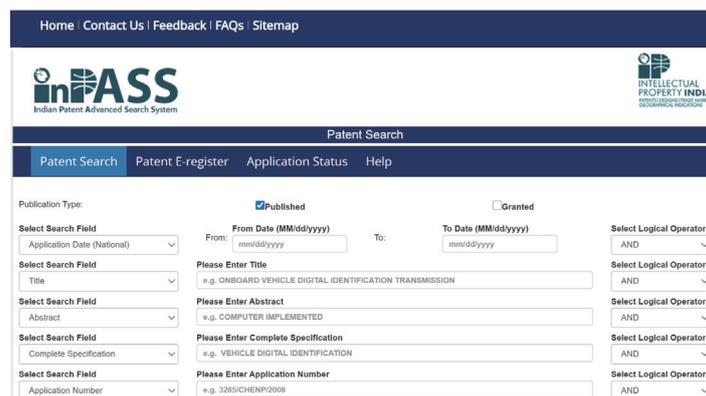


図5 検索画面



図6 検索された出願情報の表示



図7 図6の状態からの画面遷移 (例)

Home | Contact Us | Feedback | FAQs | Sitemap

Office of the Controller General of Patents, Designs & Trademarks  
Department of Industrial Policy & Promotion,  
Ministry of Commerce & Industry,  
Government of India

INTELLECTUAL PROPERTY INDIA  
OFFICE OF THE CONTROLLER GENERAL OF PATENTS, DESIGNS & TRADEMARKS

Dynamic Patent Utilities : Dynamic FER Report

FER From 01/01/2020 To 06/30/2020

Start Date (MM/DD/YYYY): 01/01/2020 End Date (MM/DD/YYYY): 06/30/2020

Group Name	Delhi	Chennai	Kolkata	Mumbai
Biotechnology	846	538	204	249
Chemical	3110	1439	552	1205
Electrical/Electronics	5406	6373	1966	3035
Mechanical	4236	2612	1082	1207

図8 Dynamic FER View

訂正をリクエストするためのシステム (Request for correction of TM Records) も存在する。

その他、CGPDTM の Web サイトでは、特許、意匠、商標、地理的表示について、毎週、オンラインジャーナルを公表し、特許であれば、早期公開・18 か月公開 (書誌事項、要約、代表図面)、権利登録情報公開 (書誌事項のみ) を掲載している<sup>[8]</sup>。また、毎年、CGPDTM は、年次報告書を発行しており、各種の出願統計等を掲載している<sup>[9]</sup>。

### (5) ビデオ面接システムの活用

出願人が、出願審査が実施されている事務所に物理的に向う必要性をなくすために導入されたものである。出願が一元管理され、出願審査が各事務所に自動割当されることとなった現在、広大な国土からなるインドにおいて、出願人の利便性向上のためにも極めて必須な仕組みである。

以下に一般的なビデオ面接 (特許) に至る流れを示す。

- ① 出願人は、第一審査報告書 (FER) の応答時、面接に応じる意思があるか、意思がある場合、ビデオ面接、物理的な面接のどちらを希望するかを通知する必要がある。
- ② FER への応答を踏まえ、審査管理官が依然として補正に納得しない、又は新たな拒絶理由が生じた場合に、①の希望を踏まえ、出願人又は代理人に面接実施の通知を行う。なお、その通知は、審査管理官から電子メールでなされ、ビデオ面接の場合には、電子メールにビデオ面接を実施するプラットフォームへのリンクが添付されている。別途、CGPDTM の Web サイトにおいても、出願毎の面接に係る情報 (日時、手段等) が公表される。

- ③ 面接日時に、出願人側はどこからでもリンクをクリックし、ビデオ面接に出席することができる。審査管理官は、CGPDTM の事務所 (面接室等) から面接に参加する。

現状、ビデオ面接はごく普通に実施される状況に至っているが、審査管理官を目の前にして面接を行うことを重視する出願人、代理人も少なくはなく、筆者が CGPDTM を訪問する際には、審査管理官のオフィス前で面接待ちをする出願人などをよく見かけることがある。<sup>[10]</sup>

### (6) 特許情報に係る国際的な取組

2017 年 10 月に、インドは WIPO とデータ交換とデータ品質に関する覚書に署名している。この覚書署名に基づき、2018 年 1 月 31 日から、WIPO DAS システムを通じて、CGPDTM は、各国知財庁間で優先権書類等を共有することが可能となったため、出願人がその写しを CGPDTM に別途提出する必要がなくなった<sup>[11]</sup>。

また、2018 年 3 月に、CGPDTM は WIPO CASE システムへのアクセス庁、及び自国審査状況の提供庁となっており、複数の国で並行して出願された特許出願の審査状況を確認できるようになった。効率の向上に加え、より良い品質の特許審査につながる事が期待されている。

## 2.2 その他の知財関連機関のデジタル化、情報活用

### (1) インド知的財産審判委員会 (IPAB)

#### 1) 申請手続、法廷審理

IPAB への審判請求手続に関しては、DPIIT により作

成された規則<sup>[12]</sup>に基づくとされている。この規則は、申請について、例えば、書面による申請書、厚手の緑色又は白色の用紙の使用、紙資料一式（3セット）といった詳細が規定されている。手数料納付に関しては、IPABにおいても、CGPDTMと同様のインド財務省が提供するオンライン納付システムを導入している<sup>[13]</sup>。公聴会については、管轄権を有する場所（チェンナイ、デリー、ムンバイ、コルカタ、アーメダバードの拠点）に当事者が出席して実施される。

なお、IPABのWebサイトで公開されているチェンナイ事務所の入口、及び法廷の写真を引用する。筆者も1年半ほど前に訪問したことがあるが、雑居ビルの1フロアーに所在し、こぢんまりとした印象を受けた。その際、ITシステムにより、審判案件処理が管理されている様子を見学することができた（図9参照）。

## 2) IPABのWebサイト<sup>[14]</sup>

以下は、IPABの公式Webサイトのトップページの引用である。このWebサイトにおいて、事件目録(Cause List)、命令(Daily Orders, Orders)が掲載されており、ビデオ会議による公聴会の開催日程や、審理結果などを誰もが閲覧することができる。しかしなが

ら、現在のところ、各種情報を検索する機能などは存在しない。

## (2) 裁判所

### 1) e-Courts Integrated Mission Mode Project

このプロジェクトは、e-Committee（最高裁判所内に設置（2004年12月））が策定した「インド司法におけるITC実装のための国家ポリシー・行動計画（2005）」（裁判所のデジタル化に伴うインド司法変革ビジョン）を基にして概念化されたものであり、法務省とe-Committeeの協働により推進されている。このプロジェクトでは、裁判での裁定支援システム導入に加え、裁判プロセスを自動化し、生産性を高め、更には情報アクセス性を高め、利害関係者に予見性、信頼性、透明性を提供することを想定している。

このプロジェクトの第1フェーズ（2007年～2015年3月）では、多くの地方裁判所が、利害関係者の便宜のためにWebサイトを立ち上げるとともに、利害関係者に訴訟関連サービスを提供するシステム導入を行った。それと合わせて、関連する裁判所規則などを整備した。第2フェーズ（2015～2019年）では、インフラを改善し、テクノロジーを活用した司法プロセス



図9 IPABのチェンナイ事務所入口、及び法廷



図10 IPABのWebサイト

を訴訟代理人等へ提供することに焦点を当てている。例えば、ビデオ会議や、Web ポータル、アプリ、司法サービスセンター等のプラットフォームを通じたアクセス性の改善が含まれている。



図 11 Ecourts services<sup>[15]</sup>

上記は 2013 年 8 月 7 日に設置された当該プロジェクトに係るポータルサイトである (図 11 参照)。このサイトには、当該プロジェクトに係る計画書、達成報告書が掲載されるとともに、例えば、当該プロジェクトで利用可能になった以下の機能へアクセスすることができる。

- ① National Service and Tracking of Electronic Processes (NSTEP<sup>[16]</sup>) (Web 又はモバイルのアプリを通じて、リアルタイムで事件のステータス等の確認等が行える。)
- ② ePayment<sup>[17]</sup>
- ③ eFiling / eSign
- ⑤ National Judicial Data Grid (NJDG<sup>[18]</sup>) (地方・下級裁判所に加え、高等裁判所に関する事件の各種統計を入手することができる。)

しかしながら、当該プロジェクトのビジョンが必ずしも明確でない等との理由から、裁判所のデジタル化の進展は遅く、十分ではないとも言われている。また、例えば、法廷に裁判官用のシステム (紙資料に代えてデジタル記録を参照できるもの等) が導入されていても使われない状況や、当該プロジェクトの成果により、事件ステータス情報や判決等を各裁判所が Web サイト等に掲載することができるようになったものの、多くの裁判所がすべての裁判所命令等を掲載していない状況があるようである。

## 2) デリー高等裁判所の法廷、及び Web サイト

以下は、過去に公表されたデリー高等裁判所の年次報告書から引用したデリー高等裁判所の法廷の写真であ

る。実際の審理では、常に関係者等が傍聴席に溢れた状態である。法廷内では、裁判官は手元にある巨大なディスプレイに關係書類を表示させながら審理を遂行する。一方で、原告、被告の關係者は多くの紙資料を抱えて、法廷内で準備しており、代理人はその紙資料などを手にしながら、裁判官の質問に回答するような状態である。また、裁判所内の通路のいたる所には、どの法廷でどの事件が扱われているかがディスプレイ表示される。なお、デリー高等裁判所は他の国内裁判所に比して、テクノロジーの導入が進んでいる。

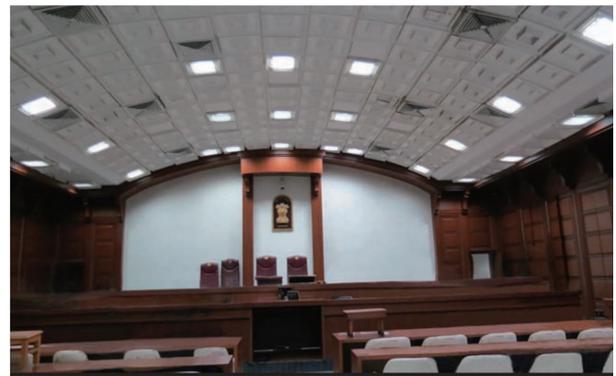


図 12 デリー高等裁判所：Court of the Chief Justice<sup>[19]</sup>

以下は、デリー高等裁判所の Web サイトである。この Web サイトには、事件目録 (Cause List)、事件ステータス、判決・命令 (Judgements, Orders)、等々の多くの情報が掲載されており、判決、命令などの検索も行うことができる。しかしながら、訴訟データに知財訴訟を区別する情報がないため、検索により知財訴訟の情報だけを抽出することはできない。なお、「Virtual Tour」からデリー高等裁判所内の様子を見学することができる。



図 13 デリー高等裁判所の Web サイト<sup>[20]</sup>

### 3 今後の知財システムのデジタル化、情報活用の方向性

#### 3.1 新技術の活用

2018年8月、CGPDTMは「AI、ブロックチェーン、IoT、その他新技術の特許処理システムへの活用」として、システム開発に向けた調達を開始した<sup>[21]</sup>。近年のインド政府が推進するデジタル経済への変革に沿った取組であり、知財分野の新たな課題を解決するために、知的財産権の取得、保護、執行等のプロセスの再構築を目指すものとされている。本件調達には、19に上るIT関連企業が応募、各種提案書の提出を行い、2019年末には、CGPDTMとの面接等を経て、受注企業が決定されたところである。なお、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が作成・公表したAI関連の調達に係るワークブック（2020年6月）<sup>[22]</sup>にも一事例として取り上げられている。

本調達の具体的な内容については、CGPDTMが公表した仕様書<sup>[23]</sup>に開示されている。これによれば、CGPDTM内部の処理プロセスを更に合理化するために、出願支援、電子データ処理、分類付与、特定出願（原子力、防衛関連出願）の抽出、公開（ジャーナル）、審査案件の自動配布（審査着手時期のバラツキ解消）、先行技術文献の事前検索、審査（方式、AI利用による発明の適格性判断）、その他（各ステップにおける提出情報の評価、ユーザとの交流、よりよいサービス提供のためのデータ解析、機械翻訳）といった点でAI等の導入を想定していることがわかる。

特に、自動分類付与については、特許明細書の解析にあたり、CGPDTMが多く保有する構造化されていないPDF文書の解析も対象とし、先行技術文献の事前検索については、検索式作成支援に加え、概念検索、イメージ検索、特許・非特許文献の串刺検索なども含まれている。

このような取組について、以前、CGPDTM関係者から話を伺った際、JPOやUSPTOが行ったAI等の新技術活用に関する調査報告書等を参考にしながら、これらの取組を進めていると話してくれた。また、本取組を積極的に推進しつつも、AI等の活用のみで、審査（先行技術調査、判断）を完結することはできず、あくまで審査官等を支援し、審査処理を極限まで効率化、適正化させる手段と考えている、とのことであった。

#### 3.2 コロナ禍の取組

##### 1) CGPDTM

2020年3月25日にインド全土で始まった都市封鎖に伴い、CGPDTMの各事務所も閉鎖<sup>[24]</sup>された。4月20日には、次席審査管理官（Deputy controller）以上の職位を有する者が事務所勤務を再開<sup>[25]</sup>するなど、一度は閉鎖された事務所が徐々に稼働をはじめ、審査処理も再開した。しかしながら、CGPDTM関係者とオンライン会議をしたところ、本稿執筆点では各事務所の稼働率は100%に達しておらず、審査官（Examiner）等は、自宅勤務を中心に週数回の事務所出勤という業務形態の中で審査処理等をこなしていく必要が生じており、システム開発等を通じた審査処理の環境整備などについて、CGPDTMの現場担当官は急ぎ議論しているとのことであった。

一方、このような事態にあっても、上述のとおり、電子出願システムが24時間稼働しており、その役割を十分に果たしている<sup>[26]</sup>。

##### 2) IPAB

IPABにおけるデジタル化は、インド政府が推進する「デジタル・インド」<sup>[27]</sup>という目標がある中で、一つの課題である。しかしながら、このような事態を背景に、デジタル化へと徐々に動き始めている。2020年5月11日付のIPAB命令（Office order No.02/2020<sup>[27]</sup>）により、電子メールを通じた電子申請を採用する点や、ビデオ会議を通じた法務業務を実施する点等を公表した。また、電子メールを通じて、緊急を有する事件に係る嘆願を提出することができる点や、申請書類の条件等が示されている<sup>[28]、[29]、[30]</sup>。2020年5月中旬以降、ビデオ会議を通じた法務業務等を経て、商標案件を中心にIPABの命令が発出されている。この動きについては、広くインド知財関係者の賛同を得ている。

##### 3) 裁判所

このような事態に遭遇し、最高裁判所、デリー高等裁判所等は、2020年3月16日以降、緊急を要する事件のみを扱い、審理に参加する者も制限するとした<sup>[31]、[32]</sup>。また、2020年3月23日、最高裁判所、デリー高等裁判所等は、インド全土での都市封鎖を踏まえ、緊急を要する事件のみをビデオ会議を通じて審理するとし

た<sup>[33]</sup>、<sup>[34]</sup>、<sup>[35]</sup>。

そして、2020年4月6日付の最高裁命令において、これまでのeCourtsプロジェクトの推進により、バーチャル裁判所の採用に係る従来の問題と法的不確実性が低減していることを前提に、パンデミックという前例のない事態に遭遇し、特に、最高裁判所等によるビデオ会議を通じた審理実績を踏まえ、最高裁判所は、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所に対して司法システムを機能させるために必要なビデオ会議技術等の措置の採用権限を与えている。

司法行政の観点から、ビデオ会議を通じた審理の継続が望まれるが、インド弁護士評議会（The Bar Council of India）等から、都市封鎖解除後の継続に反対する意見が出ている。理由としては、公開法廷の原則を十分に満たすか疑問であることや、テクノロジーへのアクセス格差などが挙げられている。なお、2020年6月20日、デリー高等裁判所は、ビデオ会議を通じた裁判手続のパブリック・ビューイングを許可する旨の通知<sup>[36]</sup>を发出している。

### 3.3 今後の期待

現状、CGPDTMにおける出願等手続、審査実務等について、一定程度のデジタル化が進みつつあるといえるが、ユーザからは、依然として、特許等検索システムが安定しない、データ蓄積率が不十分ではないか、との声や、いわゆる公報形式の完全な特許情報の公表がなく、登録された権利を確認するために対象出願の包袋情報を随時、閲覧・参照しなければならず、他者権利の確認にあたって作業負担が大きい、という声もある。その他、CGPDTMが発表する年報には、出願統計データが掲載されるものの、企業が活用する上で、必ずしも十分とはいえない。CGPDTMは、新技術の導入を野心的に検討し、更なるデジタル化の活用を目指しているが、その中でこのようなユーザ要望も反映されていくことを期待したい。

また、IPAB、裁判所にあっても、上述のとおり、各種手続等のデジタル化、各種情報活用に向けた努力が見られるものの、未だ課題山積である。IPAB、裁判所という紛争解決に係る機関が、他の途上国に比して機能するインドにあっては、冒頭でも述べた投資先としての魅力と相まって、多くのビジネスが生まれ、知財紛争が今

後も増えていくことが容易に予想される。企業等が効率的、戦略的に知財紛争に取り組めるようなデジタル化、情報活用の基盤が着実に整備されていくことを期待したい。

一方で、コロナ禍を経験し、社会が新たな生活様式に確実に移行するためには、そもそも政府全体が更なるデジタル化、情報活用を積極的に推進しなければならないだろう。

## 4 おわりに

インドの知財システムは、デジタル化、情報活用を推進し、ここ数年で大きな進歩を成し遂げている。日本の知財システムよりも効率性、利便性が良い部分も多分にあるが、ユーザ目線で見ると未だ不十分な点も多い。

日印両国について、「日本はハードウェアに強く、インドはソフトウェアに強い」とされ、両国のビジネスは相補関係が築けるとよく言われている。

これは、知財分野においても同様である。日本はこれまでも堅牢な知財システムの構築に努め、確実に運営してきた経験を有する。最新の技術やトレンドを捉え、ソフトの力で現状を打開するインドの凄さは計り知れないが、インドが中長期視点で堅牢な知財システムを構築し、ユーザに貢献するべく運用していくために、日本の技術、経験がきっと役に立つと考える。勿論、その逆も然りであり、日本もインドの凄まじさから多くのことを学べると考える。

このような視点から、未曾有の事態の中で、両国が相補関係の下に更なる知財分野の協力を深化させていくことを期待したい。

### 補足・参考文献

- [1] インド財務省による Non-Tax Receipt Portal (NTRP) を通じた国庫納付用のワンストップ納付サービス：<https://bharatkosh.gov.in/NTRPHome/Index>
- [2] <http://ipindia.nic.in/e-gateways.htm>
- [3] <http://www.ipindia.nic.in/mobile-app.htm>
- [4] [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/352\\_1\\_PublicNotice-PatentCertificate.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/352_1_PublicNotice-PatentCertificate.pdf)

- [5] [http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/265\\_1\\_publicNotice\\_II\\_29July2016.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/265_1_publicNotice_II_29July2016.pdf)
- [6] <http://www.ipindia.gov.in/e-gateways.htm#comprehensive-e-filing>
- [7] <https://ipindiaservices.gov.in/publicsearch>
- [8] <http://www.ipindia.gov.in/journal.htm>
- [9] <http://www.ipindia.gov.in/annual-reports-ipo.htm>
- [10] 現状、インドの特許審査プロセスにおいて、出願人に対して不利な決定を行う場合、ほぼ全件で出願人に面接の機会が与えられる。面接の場で実質的に特許性判断がなされることが多く、実務的に重要な手続きとなっている。
- [11] [http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/397\\_1\\_WIPO\\_Digital\\_Access\\_Service.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/397_1_WIPO_Digital_Access_Service.pdf)
- [12] Intellectual Property Appellate Board (Procedure) Rules, 2012
- [13] [https://www.ipab.gov.in/ipab\\_guidelines/IPAB%20Online%20Payment%20Guide.pdf](https://www.ipab.gov.in/ipab_guidelines/IPAB%20Online%20Payment%20Guide.pdf)
- [14] <https://www.ipab.gov.in/>
- [15] [https://ecourts.gov.in/ecourts\\_home/index1.php](https://ecourts.gov.in/ecourts_home/index1.php)
- [16] [https://ecourts.gov.in/ecourts\\_home/static/manuals/NSTEP\\_brochure.pdf](https://ecourts.gov.in/ecourts_home/static/manuals/NSTEP_brochure.pdf)
- [17] [https://ecourts.gov.in/ecourts\\_home/static/manuals/epay\\_brochure.pdf](https://ecourts.gov.in/ecourts_home/static/manuals/epay_brochure.pdf)
- [18] <http://njdg.ecourts.gov.in/>
- [19] Biennial Report 2010-2012 から抜粋：  
[http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/upload/Report/AnnouncementFile\\_3AYQRLFA.PDF](http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/upload/Report/AnnouncementFile_3AYQRLFA.PDF)
- [20] <http://delhihighcourt.nic.in/>
- [21] <http://www.ipindia.gov.in/tenderdetail.htm?175/TenderDetail>
- [22] World Economic Forum, AI Procurement in a Box: Workbook, TOOL KIT, JUNE 2020
- [23] [http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Tender/175\\_1/1\\_Expression\\_of\\_Interest-AI-02-08-2018.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Tender/175_1/1_Expression_of_Interest-AI-02-08-2018.pdf)
- [24] [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/673\\_1\\_Corrigendum\\_Public\\_Notice\\_25032020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/673_1_Corrigendum_Public_Notice_25032020.pdf)
- [25] [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Office\\_Order\\_dt\\_20.04.2020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Office_Order_dt_20.04.2020.pdf)
- [26] [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/674\\_1\\_Public\\_Notice\\_for\\_extended\\_lockdown.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/674_1_Public_Notice_for_extended_lockdown.pdf)
- [27] [https://www.ipab.gov.in/ipab\\_causelist/officeorder\\_video\\_conference.pdf](https://www.ipab.gov.in/ipab_causelist/officeorder_video_conference.pdf)
- [28] [https://www.ipab.gov.in/ipab\\_causelist/Office-Order-NO-03.pdf](https://www.ipab.gov.in/ipab_causelist/Office-Order-NO-03.pdf)
- [29] [https://www.ipab.gov.in/ipab\\_causelist/Office-Order-No-4.pdf](https://www.ipab.gov.in/ipab_causelist/Office-Order-No-4.pdf)
- [30] [https://www.ipab.gov.in/public\\_notice/Office-Order-No-5.pdf](https://www.ipab.gov.in/public_notice/Office-Order-No-5.pdf)
- [31] [https://main.sci.gov.in/pdf/Notification/13032020\\_120544.pdf](https://main.sci.gov.in/pdf/Notification/13032020_120544.pdf)
- [32] [http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice\\_JOQQYKWPPJK.PDF](http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice_JOQQYKWPPJK.PDF)
- [33] [https://main.sci.gov.in/pdf/cir/23032020\\_153213.pdf](https://main.sci.gov.in/pdf/cir/23032020_153213.pdf)
- [34] [http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice\\_F96N7ECEFRP.PDF](http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice_F96N7ECEFRP.PDF)
- [35] [http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice\\_LO7R5UBQP6N.PDF](http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice_LO7R5UBQP6N.PDF)
- [36] [http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice\\_VHTTKW9Q8XI.PDF](http://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice_VHTTKW9Q8XI.PDF)